

平成 28 年 6 月 16 日招集

平成 28 年第 2 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

目 次

報告第 3 号	専決処分の報告について（燕市税条例の一部改正）	1 頁
報告第 4 号	専決処分の報告について（燕市国民健康保険税条例の一部改正）	5 頁
報告第 5 号	専決処分の報告について（燕市立幼稚園条例の一部改正）	8 頁
報告第 6 号	専決処分の報告について（平成 27 年度燕市一般会計補正予算（第 10 号）） （内容別冊）	11 頁
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	12 頁
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	13 頁
諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	14 頁
議案第 47 号	燕市副市長の選任について	15 頁
議案第 48 号	燕市監査委員の選任について	16 頁
議案第 49 号	燕市教育委員会委員の任命について	17 頁
議案第 50 号	燕市教育委員会委員の任命について	18 頁
議案第 51 号	契約の締結について（旧燕工業高校解体工事）	19 頁
議案第 52 号	契約の締結について（燕市中央公民館増築工事（建築））	20 頁
議案第 53 号	公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について	21 頁
議案第 54 号	燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	23 頁
議案第 55 号	平成 28 年度燕市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊

専決処分の報告について

燕市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成28年 6 月16日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕
市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第44条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第47条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第9条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項の次に次の5項を加える。

- 6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第9条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の燕市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第9条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第9条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第9条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第9条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第9条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

専決処分の報告について

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成28年 6 月16日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第16条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 28 年 6 月 16 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例

燕市立幼稚園条例(平成18年燕市条例第81号)の一部を次のように改正する。

別表の2の項中「次に掲げる世帯」の次に「(以下「要保護世帯等」という。)」を加え、「1,000円減額とする」を「1,000円減額した額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」に改め、同表の3の項を次のように改める。

- 3 児童の属する世帯が要保護世帯等であり、児童の保護者が生計を一にする複数の者を養育又は監護している場合には、最年長の者から順に、2人目以降の保育料について無料とする。それ以外の世帯の児童の保護者が生計を一にする複数の者を養育又は監護している場合には、最年長の者から順に、2人目の保育料にあつては、当該階層の徴収金基準額に2分の1を乗じて得た額とし、3人目以降の保育料にあつては、無料とする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、対象となる者の範囲は、次のとおりとする。

- ① 第2階層及び第3階層と判定された世帯…保護者と生計を一にする次に掲げる者
- ア 当該保護者が現に監護する18歳未満の児童
 - イ 当該保護者に監護されていた者(アに該当していた者が成年となった場合)
 - ウ 当該保護者又はその配偶者の直系卑属
- ② ①以外の世帯…小学校3年生以下の範囲において当該保護者が養育している児童

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

専決処分の報告について

平成 27 年度燕市一般会計補正予算（第 10 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 28 年 6 月 16 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年 6 月16日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所 燕市宮町4番22号

氏 名 信 田 節 子

昭和25年 4 月28日生

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年 6 月16日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所 燕市宮町4番20号

氏 名 高 橋 正 行

昭和26年10月21日生

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年 6 月16日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所 燕市花園町18番8号

氏 名 南 波 慶 子

昭和25年11月26日生

燕市副市長の選任について

燕市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 16 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所 燕市小池新町 8 番地

氏 名 南 波 瑞 夫

昭和 29 年 4 月 13 日生

燕市監査委員の選任について

燕市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年 6 月16日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所 燕市水道町4丁目13番28号

氏 名 大久保 重 孝

昭和24年 8 月21日生

燕市教育委員会委員の任命について

燕市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年 6 月16日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所 燕市水道町2丁目2番12号

氏 名 黒 川 優 子

昭和29年 5 月12日生

燕市教育委員会委員の任命について

燕市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年 6 月16日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所 燕市粟生津305番地

氏 名 秦 久美子

昭和39年12月 3 日生

契約の締結について

旧燕工業高校解体工事について、次のとおり請負契約を締結したいので議会の議決を求める。

平成28年 6 月 16 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

契 約 名	旧燕工業高校解体工事
契 約 金 額	一金379,080,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額28,080,000円)
契 約 手 方	春木・土田 旧燕工業高校特定共同企業体 代表 新潟県燕市蔵関462番地 春木建設株式会社 代表取締役 春木 和朝

契約の締結について

燕市中央公民館増築工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結したいので議会の議決を求める。

平成28年 6 月 16 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

契 約 名	燕市中央公民館増築工事（建築）
契 約 金 額	一金240,051,600円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額17,781,600円）
契 約 手 方	水倉・川島 燕市中央公民館建築特定共同企業体 代表 新潟県燕市東太田1467番地4 株式会社水倉組 燕営業所 所長 長谷川 孝夫

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に關
する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 16 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営
に関する条例の一部改正)

第1条 燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
公営に関する条例(平成18年燕市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中
「7,350円」を「7,560円」に改める。

(燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公
営に関する条例の一部改正)

第2条 燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成
の公営に関する条例(平成18年燕市条例第25号)の一部を次のように改正す
る。

第4条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「9万2,800円」を「9万5,500
円」に改める。

(燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部
改正)

第3条 燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平
成19年燕市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年燕市条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年 6 月16日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年燕市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。